叙勲・叙位制度の御案内

県行政の発展のために長年御尽力いただき御礼申し上げます。

県職員として長年勤務され、勤務良好で顕著な功績を挙げられた方は、国の栄典制度である叙勲及び叙位の候補者となる可能性がありますので、下記事項に御留意ください。

記

1　春秋叙勲

・70 歳以上で、地方自治の育成発展に貢献し、功績顕著な者で、かつ、推薦基準を満たし、勲章を授与されるにふさわしいと認められる者に対して授与されるもので、毎年春と秋に発令されます。

・候補者となられた場合は、人事課から御連絡し、受章意思をお伺いします。

2　高齢者叙勲

・春秋叙勲により勲章を授与されていない功労者のうち、88 歳になった者に対して授与されるもので、毎月１日に発令されます。

・候補者となられた場合は、人事課から御連絡し、受章意思をお伺いします。

3　叙位・死亡叙勲

・生前に叙勲を受章された方が亡くなられた場合は「叙位」が、叙勲の対象者で、生前に叙勲を受章せずに亡くなられた場合は「死亡叙勲と叙位」の両方が授与されるもので、亡くなられた日に遡って発令されます。

・春秋叙勲又は高齢者叙勲を受章された方が亡くなられた場合や、春秋叙勲及び高齢者叙勲を受章せずに亡くなられた場合は、御家族の方から当課あてに速やかに御連絡をいただくようお願いいたします。

（親友会からの情報に基づき、人事課から御遺族に御連絡し、受章意思をお伺いする場合もあります）

・叙位・死亡叙勲は、候補者が亡くなられた日からおよそ２週間以内に国に書類を提出することが求められているため、御連絡をいただいたタイミングによっては、推薦できない可能性もありますので御了承ください。

・また、県からの推薦や最終的な受章の可否は、国と県の協議等を経て一定の基準に基づいて判断されることから、御連絡をいただいた場合でも、推薦・受章できない場合がありますので御承知おき願います

何か御不明な点がございましたら人事課総務・給与係（電話：026-235-7137）までお問い合わせください。